

兵庫県公報

令和2年2月28日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第3号）

1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層耐火住宅	西宮浜松原住宅	西宮市浜松原町	40戸
	小野神明住宅	小野市神明町	50戸

2 老朽化に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通中層耐火住宅 4団地 110戸
普通簡易耐火住宅 1団地 5戸

3 借上期間の満了に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅 2団地 2戸
普通中層耐火住宅 1団地 1戸

4 普通県営住宅の借上期間の満了による再借上げに伴い、次の県営住宅の家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層耐火住宅	兵庫駅前住宅	神戸市兵庫区羽坂通4丁目	1戸
	高倉台住宅	神戸市須磨区高倉台4丁目	1戸
普通中層耐火住宅	鈴蘭台第2住宅	神戸市北区南五葉2丁目	1戸

5 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅 9団地 12戸
普通中層耐火住宅 2団地 2戸

6 1の普通県営住宅に設置する駐車場を整備し、その名称、位置等を定めることとした。

名 称	位 置	1区画当たりの月額の限度額（円）
小野神明住宅駐車場	小野市神明町	3,600

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第3号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和35年兵庫県規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款187の項を同款189の項とし、同款186の項の次に次のように加える。

187	H29	西宮浜松原住宅	西宮市浜松原町	10階建	7	0.9810	68,300
					3	1.0198	68,300
					20	1.1685	81,300
					10	1.3365	93,000
188	H29	小野神明住宅	小野市神明町	10階建	10	0.5333	51,500
					4	0.6539	65,400
					6	0.6781	65,400
					20	0.7722	77,300
					10	0.9158	91,600

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款5の項中

「

68	0.3044	18,700
18	0.3111	18,700

」

を

「

44	0.3044	18,700
12	0.3111	18,700

」

に改め、同款89の項を次のように改める。

89	削除
----	----

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款111の項を次のように改める。

111	削除
-----	----

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款124の項中

「

36	0.4048	29,400
12	0.4135	29,400
1	0.4180	30,500

」

を

「

14	0.4048	29,400
5	0.4135	29,400

に改め、同部普通簡易耐火住宅の款20の項及び21の項を次のように改める。

20 及 び 21	削除	
--------------------	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款1の項から19の項までを次のように改める。

1 か ら 19 ま で	削除	
-----------------------------	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款54の項中

「

1	1.0415	101,200
1	1.0415	101,400

」

を

「

1	1.0415	101,200
---	--------	---------

」

に改め、同款55の項中

「

4	0.8903	81,400
---	--------	--------

」

を

「

3	0.8903	81,400
---	--------	--------

」

に改め、同款56の項中

「

3	0.6567	70,700
4	0.6567	71,000

」

を

「

2	0.6567	70,700
3	0.6567	71,000

に、
「

4	0.6567	72,500
1	0.6797	70,900

を

4	0.6567	72,500
---	--------	--------

に改め、同款61の項中

1	0.9539	70,200
1	0.9736	68,900

を

1	0.9736	68,900
---	--------	--------

に改め、同款63の項中

2	0.8366	92,300
1	0.8366	92,700

を

2	0.8366	92,300
---	--------	--------

に、

1	0.9032	98,600
1	0.9032	100,900

を

1	0.9032	98,600
---	--------	--------

に改め、同款90の項を次のように改める。

90	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款91の項中

1	0.8701	99,000
---	--------	--------

1	1.1422	118,700
---	--------	---------

を

「

1	0.8701	99,000
---	--------	--------

に改め、同款97の項中

「

3	1.0473	81,500
1	1.2188	83,700

を

「

3	1.0473	81,500
---	--------	--------

に改め、同款102の項中

「

2	0.8349	82,600
---	--------	--------

を

「

1	0.8349	82,600
---	--------	--------

に改め、同款に次のように加える。

108	R2	3	S48	兵庫駅前住宅	神戸市兵庫区羽坂通4丁目	20階建	1	0.7054	57,400
-----	----	---	-----	--------	--------------	------	---	--------	--------

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款4の項中

「

2	0.6840	46,300
---	--------	--------

を

「

1	0.6840	46,300
---	--------	--------

に改め、同款29の項を次のように改める。

29	削除
----	----

別表第5川西東多田鉄筋住宅駐車場の項の次に次のように加える。

小野神明住宅駐車場	小野市神明町	3,600
-----------	--------	-------

第2条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款1の項及び2の項を次のように改める。

1 及 び 2	削除
------------------	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

85	R2	5	S48	高倉台住宅	神戸市須磨区高倉台4丁目	14階建	1	0.6852	45,900
----	----	---	-----	-------	--------------	------	---	--------	--------

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款1の項を次のように改める。

1	削除
---	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款に次のように加える。

52	R2	5	S45	鈴蘭台第2住宅	神戸市北区南五葉2丁目	5階建	1	0.6840	48,800
----	----	---	-----	---------	-------------	-----	---	--------	--------

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中同表1の部普通高層耐火住宅の款187の項を同款189の項に改め、同款186の項の次に次のように加える。

187	H29	西宮浜松原住宅	西宮市浜松原町	10階建	7	0.9800	68,200
					3	1.0188	68,200
					20	1.1674	81,200
					10	1.3352	92,800
188	H29	小野神明住宅	小野市神明町	10階建	10	0.5313	51,200
					4	0.6514	65,000
					6	0.6755	65,000
					20	0.7692	76,800
					10	0.9122	91,000

第2条のうち、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定のうち同表1の部普通中層耐火住宅の款3の項中

「

68	0.3044	16,200
18	0.3111	16,200

」

を

「

44	0.3044	16,200
12	0.3111	16,200

」

に改め、同款83の項を次のように改める。

83	削除
----	----

第2条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中同表1の部普通中層耐火住宅の款103の項を次のように改める。

103	削除
-----	----

第2条のうち、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定のうち同表1の部普通中層耐火住宅の款116の項中

「

36	0.4048	29,400
12	0.4135	29,400
1	0.4180	30,500

」

を

「

14	0.4048	29,400
5	0.4135	29,400

」

に改め、同部普通簡易耐火住宅の款17の項を次のように改める。

17	削除
----	----

第2条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中同表2の部普通高層耐火住宅の款1の項を次のように改める。

1	削除
---	----

第2条のうち、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定のうち同表2の部普通高層耐火住宅の款34の項中

「

1	1.0415	101,200
1	1.0415	101,400

」

を

「

1	1.0415	101,200
---	--------	---------

」

に改め、同款35の項中

「

4	0.8903	81,400
---	--------	--------

」

を

「

3	0.8903	81,400
---	--------	--------

」

に改め、同款36の項中

「

3	0.6567	70,700
4	0.6567	71,000

」

を

「

2	0.6567	70,700
3	0.6567	71,000

」

に、

「

4	0.6567	72,500
1	0.6797	70,900

」

を

「

4	0.6567	72,500
---	--------	--------

」

に改め、同款41の項中

「

1	0.9539	70,200
1	0.9736	68,900

」

を

「

1	0.9736	68,900
---	--------	--------

」

に改め、同款43の項中

「

2	0.8366	92,300
1	0.8366	92,700

」

を

「

2	0.8366	92,300
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.9032	98,600
1	0.9032	100,900

」

を

「

1	0.9032	98,600
---	--------	--------

」

に改め、同款66の項を次のように改める。

66	削除	
----	----	--

第2条のうち、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定のうち同表2の部普通高層耐火住宅の款67の項中

「

1	0.8701	99,000
1	1.1422	118,700

」

を

「

1	0.8701	99,000
---	--------	--------

」

に改め、同款73の項中

「

3	1.0473	81,500
1	1.2188	83,700

」

を

「

3	1.0473	81,500
---	--------	--------

」

に改め、同款78の項中

「

2	0.8349	82,600
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8349	82,600
---	--------	--------

」

に改め、同款に次のように加える。

84	R2	3	S48	兵庫駅前住宅	神戸市兵庫区羽坂通4丁目	20階建	1	0.7054	57,400
----	----	---	-----	--------	--------------	------	---	--------	--------

第2条のうち、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定のうち同表2の部普通中層耐火住宅の款1の項中

「

2	0.6840	46,300
---	--------	--------

」

を

「

1	0.6840	46,300
---	--------	--------

」

に改め、同款25の項を次のように改める。

25	削除
----	----

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款1の項から19の項までの改正規定及び同款に108の項を加える改正規定 令和2年3月21日
- (2) 第2条の規定 令和2年5月22日